Ⅱ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし㋐については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

㋐　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ⅰ　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ニ　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ⅱ　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ⅲ　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ⅳ　組合の理事

ⅴ　その他業務を執行する者であってⅰからⅳまでに掲げる者に準ずる者

㋑　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

㋒　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

⑵　中立性・公平性に関する要件

中立・公平性を保つための規定が社内規定等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。

⑶　守秘性に関する要件

社内規定等において、守秘義務の遵守及び違反した場合の規定があること。

⑷　業務執行体制に関する要件

①　業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてないこと。

②　システム及びサーバにおいて、予期せぬ事態・障害が発生した場合は、夜間及び休日に関わらず、業務が行えること。

③　緊急時及び障害発生時等に対応するため、監督職員と主任技術者との連絡が常に確保できる体制を維持できること。

⑸　業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成27年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において１件以上実績を有していること。

・同種業務：公物管理のシステム運用管理に関する業務

・類似業務：公物管理のシステム開発に関する業務（同種を除く）

⑹　配置予定技術者に関する要件

①　業務経験

配置予定主任技術者は、平成27年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において１件以上の実績を有していなければならない。

・同種業務：公物管理のシステム運用管理に関する業務

・類似業務：公物管理のシステム開発に関する業務（同種を除く）

②　専任性

手持ち業務量が、５億円未満、10件未満であること。

５．手続等

⑴　担当部局

①　契約関係

〒330―9724　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１　さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課購買第一係

電話：048―601―3151

②　技術関係（仕様書等の照会先）

〒330―9724　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１　さいたま新都心合同庁舎２号館16階　関東地方整備局河川部水災害予報センター流域調査係

電話：048―600―1947

メールアドレス：

ktr-mizu-center@mlit.go.jp

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

①　交付場所及び方法

交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記⑴②に申し出ること。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記⑴②に事前連絡を行うこと。

また、電子データでの交付を希望する者には、電子メールにより電子データを交付するので、上記⑴②に電子メールにて依頼を行うこと。

②　窓口での交付期間

令和７年12月22日から令和８年１月16日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、９時15分から18時00分まで（最終日は16時まで）とする。

⑶　参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和８年１月16日（金）16時00分

提出場所：上記⑴②に同じ。

提出方法：原則として電子メールにより提出すること。

なお、押印を省略する場合は「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に必ず記載すること。

６．その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

５．⑴に同じ。

⑶　当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限

令和８年２月12日（木）16時00分

⑷　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない者も５．⑶により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑸　契約締結日及び履行期間開始日は令和８年４月１日とする。

ただし、令和８年４月１日までに令和８年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は令和８年４月２日以降、予算が成立した日とする。

暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

⑹　詳細は説明書による。